

Title	維新変革と村落構造の改変
Sub Title	Meiji restoration and change in village structure
Author	高山, 隆三
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1974
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.67, No.6 (1974. 6) ,p.489(143)- 511(165)
JaLC DOI	10.14991/001.19740601-0143
Abstract	
Notes	小池基之教授退任記念特集号 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19740601-0143

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

れる。ともあれ、一八六九年刊の『英国議事院談』が、「英国」の「立君定律」に「文明」の「君上専権」⁽¹¹⁴⁾を見出す過程は、同年刊行の『世界国尽』が差し当り「開化」の「特権」を担い得る「立君」の「政体」を、「英吉利」型の「定律」から「魯西亜」型の「独裁」へと推転せしめる過程でもあり得たことは明かである。かくして、⁽¹¹⁵⁾『西洋事情』の「写本」より『初編』への「立君独裁」の思想の展開が、「立君」の「制度」における「独裁」の「精神」について丸山史学の方法概念をしめしうるとして、⁽¹¹⁶⁾『外編』にはじまり『二編』へつらなる「政治」形態論の「相対」化過程は、「独裁」の「政治」における「文明」の「精神」をかかざる概念に捕捉されえない次元の観念たらしめる。福沢の思想が「政治」形態論を越えて「国家」本質論へ転ずる旋回の過程は、明治二年成稿の「世界国尽附録」を介して明治八年初刊の『文明論之概略』へ導かれ、「衆心」の「発達」と同義に理解せられる「文明」の段階に「政体」を照応せしめて、「政体」と識別せられる「国体」⁽¹¹⁷⁾の観念のうちに国家本質論的関連を生ぜしめるに至るのである。それにつき最後に指摘さるべきは、六八年以降に現れる相対化過程を通じて、絶対主義論を自明の前提に「衆心発達論」の論理が貫徹し、「明治」の「専制」を「人民」の「智力」⁽¹¹⁸⁾に従わしめんとした試みなのであって、これこそは絶対主義の政治的形態に近代国家の階級の本質をあらわす、後進国のブルジョワジーの革命的たりえない“近代化”の新路線であるから、後進日本の近代思想にあつては丸山氏の著名な福沢論の所見⁽¹¹⁹⁾にはんして、「価値判断の相対性」が政治的な絶対主義と相伴う事実⁽¹²⁰⁾に丸山思想史学批判の最初の言葉を読むということも許されるであろう。

(経済学部助教授)

注(114) 『英国議事院談』(同全集第二巻491~492頁。)

(115) 『世界国尽附録』(同全集第二巻663~668頁。)

(116) 『文明論之概略』(同全集第四巻27~32頁。)

(117) 『学問のすゝめ四編』(同全集第三巻49~50頁。)

(118) 『文明論之概略』(同全集第四巻22~23頁。)

(119) 田中前掲論文参照。

(120) 丸山真男「福沢論吉の哲学——とくにその時事批判との関連——」(日高編前掲書60~76頁。)は同氏による歴史的批判をとらぬ理論的考察の一例である。

維新変革と村落構造の改変

高山 隆三

はしがき

1. 廃藩置県と名主・荘屋の廃止
2. 大区・小区制の施行と地租改正の進行
3. 町村合併と村落制度の改変
 - I. 村落制度の改変
 - II. 町村合併と村請負制度の解体

はしがき

明治維新は徳川幕藩体制から天皇制中央集権的国家への移行の画期をなす政治的・社会的体制の変革であった。維新による天皇制中央集権的国家の形成・成立過程は、幕藩体制の最末端の行政単位、すなわち現物貢租の徴収・負担を基軸として構成される村落制度の改変過程であった。この村落制度の編成替えの完了によって、中央集権的国家体制の確立がみられるのであるが、その地方制度に関する指標は通常明治21年の市制・町村制、23年の府県制・郡制の制定に求められている。しかし地方制度の骨格は廃藩置県と地租改正によって築かれたものとみられるのである。本稿は村落がいかに幕藩体制の最末端の行政単位から、中央集権的国家の最末端の行政単位に組み込まれ、改変されたかを長野県諏訪市に属する1村落-南真志野-に則して明らかにすることを意図したものである。すなわち、廃藩置県、大区・小区制の施行、名主・荘屋の廃止、戸籍法の施行、地租改正によって、村落が改変される過程を明らかにし、またこれによって維新変革の一つの意義を把握しようとするものである。

1. 廃藩置県と名主・荘屋の廃止

高島藩下の村々に廃藩置県が伝えられたのは明治4年7月23日であった。この日75ヵ村の名主は権大参事から呼び出され、7月15日に太政官から高島藩を高島県と改め、また「知事様ト申フ

御破撰被仰付候間心得違無之様村中之者江申聞候様⁽¹⁾と仰せ付けられた。この日から藩組織の解体すなわち藩と村との支配・被支配関係の変革が始まった。もっとも廃藩置県による中央集権の行政機構が県段階で形を整えてくるのは、明治4年11月20日の太政官布告によって南信の4郡に飛騨を加えて筑摩県に統一され、筑摩県参事に元伊那県大参事永山盛輝が任命されて以降のことである。⁽²⁾11月29日には村役人が諏訪の役所に呼び出され、筑摩県が設置されたことが伝えられた。しかし県庁事務が松本で開始されるのは明治5年1月12日であった。⁽³⁾そして高島県が筑摩県に引き継がれたのはさらに遅れて5年2月晦日であり、⁽⁴⁾ここに高島藩組織は解体され、上諏訪には筑摩県の取締所が設置された。そして、諏訪郡の村々は取締所の支配を受けることになるが、実際には諏訪郡の村々では必要があれば松本の県庁に直接出向いたので、この取締所は間もなく廃止されている。

廃藩置県の詔書が公布されて以降、4年10月28日に府県官制、11月27日に県治条例が太政官から発せられており、筑摩県でも県機構が整えられてくる。新しい統治組織である県の支配に村が組み込まれてくるのは、諏訪では明治5年3月からであったが、それ以前においても新政府の政策は旧藩組織を通じてすすめられていたし、明治新政府誕生の社会的・政治的変動の波は南真志野村にも様々の形をとって及んできていた。⁽⁵⁾とはいえ慶応2年から明治4年までの諸日記類を見る限りでは、この時期の社会的・政治的変動の激しさにもかかわらず、高島藩下の南真志野村には、機構上、機能上の変化は生じてはいない。しかし明治4年4月に施行された戸籍法は、村落制度を改変する大きな要因として作用することになるのである。

明治4年6月19日に南真志野村名主沢之丞は「副」を役所から仰せ付けられている。⁽⁶⁾これは戸籍法に基づき戸籍区の副戸長に任命されたことを意味するものであろう。高島藩管下では、戸籍事務のために諏訪郡内村々を14区、筑摩郡旧三千石の村々を1区、計15の戸籍区を設けている。⁽⁷⁾南真志野村は第10区に属していた。筑摩県が成立してから、県下の区に通し番号がつけられるようになり、第10戸籍区は第114区に番号は変わったが区域には変化はなかった。

南真志野村では、名主が副戸長に任命された直後から戸籍編成の作業に取りかかっている。6月

注(1) 諏訪市南真志野、原舞美所蔵「明治四辛未年日記留帳 正月 名主沢之丞」7月23日より。

(2) 長野県総務部地方課編「長野県市町村合併誌」総編12~13頁。

(3) 長野県編「長野県政史」第一巻 64頁。

(4) 原舞美所蔵「明治五壬申年 日記留帳 正月 名主沢之丞」1月2日より。

(5) たとえば明治元年1月28日に「役場江御回状参り候=付夕飯後組登江寄合中渡ス。今日頃飯田辺江京都ヨリ大勢下り参り候様子諏訪ヲ御廻り之節見物不相成騒敷事不相成候ト申渡ス」と東山道鎮撫使が木曾路を進んできている状況を伝えている。2月30日には諏訪を通過する官軍のために南真志野村には、夜着蒲團枕……50人前、膳碗皿手塩……50人前、火鉢……15個、たばこ盆……15個が割り当てられる。続いて3月1日にも夜具50組がまた割り当てられている。そしてこれらの夜具は下諏訪に運ばれ村からも多数の足が出ていることから、村人達は、相楽総三の嚮導隊の動向とその終末について見聞していたものと思われる。(諏訪市南真志野 原舞美所蔵「慶応四戊辰年 公実嘉楽良日下恵帳 正月 波羅姓」1月28日、2月晦日、3月1日、3月2日、3月8日より)

(6) 前同、「明治四辛未年 日記留帳」6月19日より。

(7) 長野県諏訪郡平野村役場編「平野村誌」上巻 249頁。

22日年寄、組頭との寄合をもって「家軒御調=付色々御断」して「番附順并絵図下書」を作り、11月15日に生年月日を書いて差し出すように触れを出している。⁽⁸⁾明治4年中には戸籍に関する下調べが南真志野では終わっていたのである。⁽⁹⁾

この戸籍法の施行というのは、戸籍法前文で「戸籍人員ヲ詳ニシテ猥リナラサシムルハ政務ノ最モ先シ重スル所ナリ夫レ全国人民ノ保護ハ大政ノ本務ナルコト素ヨリ云フヲ待タス」と述べられているように、戸数・人口調査は新政府の人民掌握の基礎に据えられたのである。新政府は戸籍事務を国家事務とするとともに、これまでの身分別戸籍方式を廃止し、住居地に依拠した戸籍簿を編成し、全人民の把握に努めたのである。このために、新たに戸籍区を設定して戸長・副戸長を定めて戸籍業務を担当させたのであるから、戸長、副戸長は国家事務を担当する国家の末端行政官の性格をもつものであった。南真志野村では前述のように名主が副戸長に任命されたのであり、名主職の一つとして戸籍編成業務が遂行され、国家の末端行政官の性格は顕在化していなかった。しかし新政府の廃藩置県断行後の統一国家形成を目指す地租改正と戸籍簿編成による全人民掌握の進行を基軸として、名主職の変質と村落の統一国家の末端行政区への転換が行われるのである。筑摩県では、後述するところであるが、戸籍区が実際には町村に移行したのである。

筑摩県庁が開設されてから、まず筑摩県は旧藩機構の一掃をはかる過程で、県で村役人を直接掌握し、村役人を県の村落段階における行政官に改めてゆく。明治5年2月に筑摩県令は次の布達を発している。

「村吏之儀ハ、一村ノ柱石ニ付心ヲ用ヒ公平至当ノ入札イタシ、小前連印ヲ以伺出候儀ニ有之候得共、若クハ心得違ノ者有之不都合之取斗ニ及候趣相聞以之外之事ニ候。勿論公撰入札ヲ以伺出候者ト雖、其任ニ不当ノ者ハ、更ニ吟味精撰之上役儀申付候間、此旨小前末々ニ至ル迄、篤ト申聞置心得違無之様致置事。

村吏進退之儀於村方入札之法相廃シ、自今人撰ヲ以テ申付、勤役ニケ年ト相定候條、尤格別勉勵御用立之意ハ勤統可申付候條可得其意候。且是迄年限ヲ以勤成候村々ハ、従前相定候交代期限六十日前可申出候。年限ニ而申付相成居村々者、当三月朔日ヨリ二年之後六十日前満限相成候旨届出可申事。但シ職務之勤惰ニ寄臨機及処分候儀ハ、此限ニアラス。」⁽¹⁰⁾

すなわち、筑摩県では村役人を県が人撰によって任命することになり、任期も2年に定めたのである。いいかえれば、村役人を県庁が直接に掌握して人民を支配するという措置を講じたのである。この布達は諏訪では2月18日に役所へ村役人を呼び出して伝えているが、この時にはなお村役人の人撰が行われてはいない。続いて3月18日「村吏之称呼是迄区々相成居候処、自今名主役組頭百姓

注(8) 前出、明治四年「日記留帳」6月22日より。

(9) 前同、11月15日より。

(10) 前出、「長野県市町村合併誌」総編126~127頁。

代ト相唱可申此旨更ニ相達候事⁽¹¹⁾と県は村吏の名称の統一をはかったのであった。しかしこの直後に太政官布告第117号が発せられ、荘屋、名主、年寄等の村役はすべて廃止され、戸長、副戸長と改称された。筑摩県はこの布告に関連して、8月になって次のような布達を発した。

筑摩県布達(明治5年8月18日)

一 毎村戸長副戸長置ノ定額ヲ別冊ノ如シト雖、其器ニ当ル者ノ有無ニ依テ増減アルヘシ。假令ハ五百石未滿之村ニテ副戸長三人ヲ置キ、千石以上千五百石未滿之村ニテ戸長二人副戸長二人ヲ置クノ類ナリ。之ヲ要スルニ人才ノ高下職務ノ勤惰ニ因テ、時々点陟ノ典ヲ行フナリ。

一 戸長副戸長其一区内大小ノ事務ヲ総括シテ取扱フヘシト雖モ、詮義ノ筋有之追テ相達スル迄ハ、毎村ノ長副各村限リ事務ノミニ従事スヘシ。管戸籍法ニ関係スル条項ハ一区内ノ戸長副戸長共ニテ、一区内ノ事務ヲ総括シテ取扱フヘシ。

但副戸長ハ自然人員多ニ付年番総代等ノ制ヲ立、其年ニ戸籍法ヲ専務スル事妨ナシトス。

一 長副給料ノ儀ハ官ニテ可相定訳ニ無之候間、村々人民不洩申合長副給料高取極、並年内村費割合方等明細取調、長副並平百姓一同連印ニテ届出ツヘシ。

村高五百石未滿	戸長一人	戸長副一人	
村高五百石以上千石未滿	戸長一人	戸長副二人	
村高千石以上千五百石未滿	戸長一人	戸長副三人	
村高千五百石以上二千五百石未滿	戸長一人	戸長副四人	(12)

この布達では、

- (1) 村ごとに、村高に応じて定員を定め戸長か副戸長を置くこととする。
- (2) 戸長と副戸長の職務を村内の事務に限っているが、戸籍法に関する事務のみは戸長、副戸長ともに1区内の事務にあたるものとする。
- (3) 給料は各村で定めて村費から支出するものとする。

というものであった。この布達によって新たに戸長、副戸長が県から任命されることになるが、南真志野村の属する第114小区では戸長、副戸長は各村の名主、年寄が任命されたようであり、戸長は北真志野村から出ている。この布達は8月18日であるが、村々の三役人の呼び出しの御廻状が南真志野村に届いたのは同17日であった。そしてこの布達と同時に出県した村役人に、名主、年寄及び組頭が廃止され、人撰で名主の沢之丞、年寄の新六及び喜平次が同役の副戸長に任命されたことが申し渡されている。⁽¹³⁾ここに村内の役職序列は改変されてゆくのである。すなわち、名主-年寄-組頭という旧来の村役構成は、名主と年寄が同列の副戸長となり、また県-戸長-副戸長という行政系統が形成されてくるのである。もともと、布達にあるように戸長と副戸長は各村限りの事務を

注(11) 前同、127頁。
 (12) 前出、「平野村誌」上 250頁。
 (13) 前出、「明治五年日記留帳」8月18日。

取り扱うものであり、村落段階の最も主要な行政事務である貢租関係事務は各村の戸長と副戸長が担当するのであるから、戸長と副戸長の上に業務上の管理、被管理の関係が成立したというのではない。しかし、廃藩置県以後の新政府の政策は、戸籍事務に限らず、徴兵事務、貫属への渡米、学校の設立とその管理等の新たな業務を町村に課してくることになり、これらの業務は戸長によって、さらに明治6年3月の大区・小区制施行後では、区長、戸長、副戸長という組織を通じて実施されることにより、区長と戸長の権限は強化されてくるのである。

この布達は他方村内に対しても、村内秩序の編成替を促してゆくことになる。第1に従来の年寄を名主と同格の副戸長に格上げしたことから、副戸長間で村内事務をいかに分担すればよいかという問題を生み出した。布達でも、この点に関して副戸長は自然人員が多くなるので年番総代等の制度を設けてもよいと述べている。南真志野村では戸籍を専務にするような業務上の分担を3人の副戸長の間で定めたのではない。行政事務上必要な諸帳簿を管理し、戸籍事務、土地の質入れ、書入れの奥印などの日常的業務を担当する当番を3ヵ月毎に3人の副戸長が順次交替するという制度が作られた。すなわち、名主役を3ヵ月交替で担当することである。したがって、3ヵ月毎に村役場が移動するということになるのである。そして明治6年にさらに副戸長が増員されるにいたって、郷倉を改造して、そこに村役場が置かれることになり、日常的業務は月番が担当することになるのである。

このように南真志野村では、副戸長に名主・年寄が任命され、人格的には同一であり、貢租の村請負という制度が変革されていないので、その職務もほぼ同一である。しかし、名主・年寄と異なり、副戸長は県から任命された国家の業務を担当する行政官である。明治6年10月に南真志野村で県庁役人が行った説諭では、村役人は県庁が人撰して任命したものであるから、県庁役人と同様であることを第1にあげている。すなわち、村総代という性格は否定され、3人の副戸長は末端行政官として同役、同資格になったのであり、この点で旧村役人の性格は変革されたのである。しかし、維新の村落段階における変革は、旧村役人層に依存して、旧村役人層を通じて行われてゆくのであり、旧村役人層が、南真志野の場合にはこの後、明治12年にいわゆる「三新法」がこの地域で施行されるまで行政を担当してゆくのである。

第2に、組頭の廃止に対する村方の対応である。村方に、名主、組頭、百姓代の廃止を村役人から伝えたと、これに対し、村方は百姓代(南真志野村では組頭と呼ばれていた)が廃止されたのでは「村方江取次候事出来兼候間組々二人づつ八人入札ニテこしらへ被下候様組々相談致⁽¹⁴⁾」し改めて入札によって8人の組頭(百姓代)が選出された。しかし、この入札は従来からみると異例のことであった。

南真志野村の村役は、名主、2名の年寄及び8名の組頭からなっていた。組頭の8名は4つの沢

注(14) 前同、8月22日より。

組から各2名が選ばれる。通常、年寄、組頭の任期は2年となっており、年寄は毎年5月末に入札により1名が選出され、入札は五人組の判頭が行った。組頭も毎年半数の4名が改められ、これは入札ではなく、村役の寄合で相談して見立てた。

名主についても、明治3年には入札が行われている。しかしこの時には落札した者が名主に就任していない。3年6月6日に名主長内と旧名主利右衛門の両人が奉行所へ行き、名主役として初右衛門が入札によって決まったが如何と相談しているが、御意では村役人は御上様で人撰するものであるから「此場ニテ病氣引替ニ付早速名主役御請ハふ相成候事」ということで仕方なく帰村している。何故奉行所で初右衛門の名主就任を拒否したか、その理由は明らかではない。そして初右衛門に替って沢之丞が6月9日に名主役を仰せ付けられ、御請けしている⁽¹⁵⁾。

以上のように、村役は決定されてきたのであるが、明治5年には通常5月中に行われる年寄の入札は行われなかった。それは前述の5年2月の布達によって村役人の入札が廃止となり、人撰によって任命することになったからである。そのため通常の2年の期限が経過しても、年寄新六は年寄を勤め、そのまま8月に副戸長に任命されるのである。組頭については、例年と同様に6月12日に4人が見立てられて交替している。したがって、村方にとっては5年2月の布達によって村役人の選出の機会を失い、さらに組頭の廃止が申し渡されたのである。これに対して、組頭の単なる存続を村方は要求したわけではない。ほぼ2ヵ月前に組頭は半数が改められて決ったばかりである。したがって存続を要求するのであれば、入札によって新たに選出する必要はない。しかし旧来の村役人の廃止を契機として村方は、年寄の入札が禁じられたことにかわって組頭の入札を要求したものと解されるのである。そして、その入札の方法はこれまでの五人組判頭のみ入札ではなく、村方の毎戸の入札となったものとみられる。すなわち、この投票総数は、それまでの年寄入札の数の約10倍であることから、1戸につき2名連記の入札が各沢組ごとに行われたものとみられるのである。しかしながら、全戸の投票がこの時に初めて行われることとなったのではない。明治5年8月13日には、すでに地券調べのための総代の入札が行われており、それは全戸の投票であったものとみられる。したがって、全戸の投票が行われるようになったことの意義だけではなく、組頭に入札制が取り入れられるようになったことが重視されるべきであろう。

以上のように、戸籍法の施行、戸籍区の設定、戸長、副戸長の県による任命、廃藩置県、荘屋、名主の廃止によって地方行政組織が新しく編成されてくる。しかし旧来の村落は、なお県と直接的に結びつけられており、この時期には、県の行政的単位となっている。すなわち、村落の貢租負担納入単位としての機能には、何の改変も加えられず、村は貢租を直接県に納入し、県は村に年貢皆済状を渡しているのである。しかし、明治5年7月の全国一般地券の発行と、同年10月大区・小

注(15) 諏訪市真志野 原脚美所蔵「明治三庚午年 日記留帳 六月 名主 沢之丞」6月9日より。諏訪市南真志野 関野弘所蔵「明治三庚午年 当座日記帳 正月吉日 家真参」6月7日。

区制の実施によって、さらに村落制度の改変が進行したのである。

2. 大区・小区制の施行と地租改正の進行

明治5年10月10日大蔵省達146号によって、大区・小区制が実施されることになる。すなわち、同年4月に荘屋、名主等を廃止した結果「一区総括ノ者無之事務差支ノ次第モ有之哉ニ付、各地方土地ノ便宜ニ寄り、一区ニ区長一人、小区ニ副区長等差置候儀ハ不苦候⁽¹⁶⁾」という達が出されることになる。筑摩県ではこれをうけて、明治6年3月21日に「区長事務章程」を制定し、4月から筑摩県管下の199の戸籍区には区域の変更を加えず、この区を数区合わせて30の大区を設定し、大区に区長1名、小区に戸長1名、町村に副戸長を数名おくことにした。これによって県、大区、小区、村という行政組織が形を整えることになるのである。この時の区長、戸長の職務は「区長事務章程」では次のように定められていた。

「区長事務章程(明治6年3月21日)

管内信飛両国ヲ区分シテ、三十大区トス。一大区毎ニ区長一人ヲ置クヲ規トス。三十大区ヲ再ヒ分ツテ百九十九小区トス。一小区内五六ノ村落アリ、七八ノ村落アリ地理ノ広狭人烟ノ粗密ニ因リ一定セス。各村ニ亦正副戸長ヲ置ク、区長ニ次テ各村ノ事務ヲ整理ス。

一 区長ハ、県庁ヨリ達スル御布告並諸布令書ヲ熟読体認シ、区内正副戸長ト謀リ、人民一般ニ遺失ナク遵奉セシムルヲ職務トス。若シ区内人民ノ布令ヲ知ラズト云フ者アレハ、其責区長ニ帰ス。

一 区長ハ、正副戸長ヲ指令スルノ権ナシト云ヘ共、其事務停滯セハ之ヲ示諭督問シ、能否ヲ顧ミ、県庁ニ進言スル妨ナシトス。大区内人民ニ対シテ、教誨若クハ督責スル如キハ、正副戸長ト協議ノ上利害得失ヲ審ニシ、然ル後施行スヘシ。至急ノ件ハ此限ニアラス。猥ニ権柄ヲ弄シ事務ヲ塞閉スル如キ最嚴禁トス。

一 各村是迄正副戸長ノ取扱ヒ来ル事務ハ、従前ノ如クタルヘシ、区長之ヲ統管スルヲ得ス。只戸籍法ニ関涉スル件、之ハ正副戸長ニテ式ノ如ク整理スルモノヲ一斉ニ検点シ、総括シテ、県庁ニ上進スヘシ。錯雑紛擾ノ弊ナキヲ要ス。

一 各村ノ事務上仮令ハ、忠孝ヲ奉ゲ兇暴ヲ驅リ学校病院ヲ創立シ、カン寡孤独ヲ扶助シ並水利堤防道路修繕荒蕪開墾スル等ノ如キ、凡国家ニ有益人民ニ便利ナル事ハ厚ク注意シ、正副戸長学区取締等ト協議ノ上、県庁ニ具状進呈シテ処分ヲ仰クヘシ。

一 臨時議院ヲ開キ区長並正副戸長ヲ指喚シ、議員ニ代ヲシムルコトアルヘシ。時ニ県庁ヨリ条目ヲ定メ代議スヘキ旨ヲ待テ後、議スルヲ法トス。

注(16) 前出、「長野市町村合併誌」122頁。

一 区長給料ハ、大区内正副戸長ト商議一定ノ上、年給何円或ハ月給何円ノ目的ヲ立テ、正副戸長ト連署伺出ツヘシ。

但シ正副戸長ハ、区内人民ト商議ノ後区長へ伝達シ一定スヘシ。

右之条々、区長事務ノ綱領ヲ掲グルモノナリ。之ヲ要スルニ区長並正副戸長ノ如キハ、管内一般ノ人民ヲシテ御布告ヲ奉体遵守シ、決シテ悖戻無カラシムルニアリ謹載從事スヘシ。⁽¹⁷⁾

これによれば、区長は布告、布令の伝達の徹底をはかることを第一の職務とするものであって、正副戸長を指令する権限はない。しかし、正副戸長に対し事務が停滞していればこれを「示諭督問」し県庁に進言することができる。この章程でもみだりに権柄を弄することは強く禁じられているが、戸籍、徴兵、学校設置、地租改正等に関する新たな業務が増大してくるに従って、区長の事実上の権限は強まってくる。各村でこれまで正副戸長が取り扱ってきた事務は従前と同様で、区長がそれを統轄する権限をもってはいないが、戸籍法に関連する事項については、総括しうる権限をもっていた。

しかし、戸長・副戸長の権限も、地租改正、徴兵令の施行、小学校の設置の具体的業務の処理の必要性によって、実際には強化されてくるのである。特に地租改正は、村落構造の改変を促すとともに、区長、戸長の権限を強化する。その権限と大区・小区制がまた地租改正事業の最終段階の地価決定では村位等級づけを可能とし、改正事業の完成を導く。そしてその過程と完成がさらに村落合併による町村の成立と町村制の骨格を築きあげる基礎となる。このように地租改正は、村落構造、地方制度の編成替えに絡まりあいながら、決定的な作用を与えるものである⁽¹⁸⁾ので、以下具体的にその作用を検討してゆこう。

地租改正にあたって、まず必要な作業は、1筆1筆の土地に洩れなく通し番号、すなわち地番を付して、その土地を測量して面積を出すという「地押丈量」である。その上で1筆ごとの所有者を確定し、地価を付けることである。南真志野村で地租改正の基礎作業に着手するのは明治5年8月14日からであり、地押丈量が済み、地引帳が完成するのは翌6年5月末である。この作業の中から、土地所有権をめぐる紛争が3つの形態をとって生じている。第1は、個人間の土地の境界をめぐる紛争である。

第2は、個人と村との間の紛争で、村の入会地と目されている土地を、個人が私有地化して所有権を主張するということから生ずる紛争である。

第3は、村と村との境界争いである。

この第1と第2の紛争は副戸長、戸長、区長の仲裁によって和解に達しているが、いずれもかなり紛糾を重ねていた。第3の紛争は隣村の大熊村との境界紛争であり、係争地は南真志野村を地元

注(17) 前同、168~169頁。

(18) 筑摩県における地租改正過程については拙稿「地租改正と村落構造の变化(一)」(三田学会雑誌第65巻第10号)参照。

として下金子村の入会が認められていた山林であったため、南真志野村に下金子村が加わって、大規模な紛争となり、県の見分、裁定で和解に達している。この間区長が仲介に立って紛争の解決に当たっている。すなわち区長は単に戸籍を統轄するにとどまらず、地租改正過程で生じた区内の紛争の裁定者の立場に立ち、地租改正の促進に大きな役割を果たしたのである。

地券交付のための土地所有権の確定は、私有地、公有地区分を必然的に明らかにすることであった。そしてこの区分から生じた紛争は、私有、公有区分に立脚した村内秩序を明確にすることを必要とした。所有権の確定をめぐる紛争が解決した明治6年9月26日に、南真志野村の副戸長は五人組頭を呼び集め、規則を定めたいと相談している。すなわち「規則相立平和ニ致度御林ハ勿論郷林人々持林ニ至ル迄……一切誰成共心得間違之者有之候得バ罪金差出候様万事駈ト規則相定」⁽¹⁹⁾めたいと相談し、五人組頭もそれを承認し、28日に村中が寄合って相談することになる。この寄合で決まったことを副戸長関利右衛門の日記に次のように記している。

- 「規則定書
- 一 御布告之条々堅相守可申事
 - 一 改定律例之条々御説諭被下一同承服仕候
 - 一 郷林尽木相成要之橋木并川除道具等ニ差支候ニ付今般山法改正仕候右場所江立入規定ヲ背伐木致候者ハ速ニ差押罪金五円取立可申事
 - 一 山番之儀ハ式人宛砥物等持参不致番号順ヲ以登山可致事
但シ心得違之者有之罪金取立候節ハ山路繕入費并川除橋木代価等ニ仕拂可申事
 - 一 銘々持林并芝地都而租税之地目印有之場所江無謂立入申間敷事
但シ規定相背候者ハ罪金前記ニ準
 - 一 川除荒水留之儀ハ其最寄附ニ可致土手大破之場所ハ役人検査之上人足差積普請ニ可致右歩米惣反別江割合可申候事
 - 一 村方引請候事論之外屯人立苦情申立候者有之節ハ其五人組頭江申談事其上役場申可出候入費等之儀ハ村内役場ニテ相濟候共御布告ニ準曲者之一身ニ引請出費可致事
附双方示談ニテ相濟候事件ハ両方ニテ出費可致事
 - 一 橋木山成木致候迄組々薪等ニ至迄入会山ニテ伐採郷林江入山致間敷事
附橋木掛替之節ハ役人見立之上従前通り組々ニテ可致事
- 右之条々堅相守村内陸間敷様可仕候若一心得違之者有之候節ハ其五人組江引受意見差加申候依之一同連印差出置候処如件⁽²⁰⁾

この規則定書は、郷林の管理・利用規則を定めているが、その底流をなすものは、地券交付を契

注(19) 諏訪市南真志野 関利弘所蔵「明治六癸酉年 役用日記書留帳 副戸長 関利右衛門」9月26日より。

(20) 副戸長関利右衛門の「役用日記書留帳」の規則定書と、南真志野郷蔵所蔵の「村中規定調印帳」では相違があり、後

機とする私有地、公有地の区分である。地券調査は一方では私的な所有権を確認し、保障し、他方では入会地の地籍を確定する結果を生み、入会地に対する村による利用、管理の方法を改めて明文化させたのである。すなわち、一方では土地に対する私的所有権の確定と保障を、他方では村が支配する土地に対する村民の権利と義務を明確にしてゆくのであり、このことが、共同体的規制が強化されるといふ現象をもたらしたのである。しかし、耕地が、共同労働の累積的対象化及び個別的農業技術の発展によって、すでに共同労働を緊急時にのみ必要とするようになり、一筆ごとの地片が生産手段として相対的な自立性を獲得するような生産力基盤が確立されたならば、村落共同体的規制は事実上弱まるのである。したがって、私的土地所有権の保障が、他方村落共同体的規制を強化したような「規則定書」を作成させるという結果を生み出したとしても、この定書は、耕地、特に水田を水害から防ぐための川除、荒水留に必要な用材を供給する山林の維持、管理を規定したにとどまるものであって、個別的農業経営の発展を規制するものではなかったものといえよう。

この定書で注目されることは、第1項・第2項である。そこでは、新政府の布告への服従が、村の定書という形をとって強制されている。しかしなぜ定書の中にそれを盛り込んだのであろうか。この点は必ずしも明らかではないが、次の事情が考えられる。この定書が作成される10日ほど前に、県庁の本山盛徳が諏訪地方の村々を巡回しており、21日には大区長、戸長を従えて、南真志野村に来て、副戸長、組頭、五人組判頭等呼び出して説諭しており、この説諭と定書の第1項・2項とは関係あるものと思われる。その説諭は次のようであった。「第一役人之儀ハ是迄旧弊之内ハ村方ニテ人撰入札致年季引替にも相成候得共是ヨリ後日県庁ニおいて人撰致申ニ付候得ハ是又県庁役人同様成事ニ候間小前末々迄も其段相心得役人ヨリ申渡し之儀ハ聡ト相心得其段承知可致致被仰判頭之者一同承知御請申し又役人之内勤柄悪敷不勤之者有之候得ハ其段申上致候ト御説諭有之候処左様成儀ハ一切無御座候ト一同申上候学校御開之儀も一同出精いたし候様御説諭有之左も無之候得ハ御布告書もふ相分候得ハ誠以ふ都合之事ニ候間一同承知被致候」⁽²¹⁾「其外小前江も聡ト申聞御布告之通り相守り候様被仰付候」

この説諭で第一に述べられた、役人は県が人撰して任命するものであるということ、先に述べた明治5年2月の県の布達趣旨と同一であるが、この説諭では、戸長、副戸長は村方入札によって決まる惣代ではなく県庁役人と同様であることが強調されている。すなわち、戸長、副戸長は県の行政組織の最末端を担う役職であることが村民に、県庁役人によって明らかにされたのである。そしてこのことと布告を遵守することが定書の冒頭に置かれたものと思われる。村役人から県役人への、すなわち中央集権的国家権力に支えられ、その一翼を担う位置への転換がこの時期に強力に

者には郷林と呼ばれる内山のみではなく、伊那との入会である外山の利用管理が規定されている。したがって利右衛門の日記では外山についての規定を省略していることも考えられる。拙稿「明治10年代における養蚕・製糸村落の構造」(三田学会誌第63巻第7号)参照。

注(21) 前同、10月21日より。

押し進められてきたものといえよう。

以上のように、定書の第1項・2項は説論の内容から推察すれば、区长、戸長、副戸長が県庁の役人と同様であるということ村民に確認させる意味を含んでいたのである。廃藩置県から大区・小区制の施行によって明治新政府は地方行政組織の骨格を築いたのであるが、築摩県では、戸長、副戸長が末端行政官であることが徹底されていた。明治5年8月に前述のように名主・年寄が副戸長に任命されたのであるが、地租改正による業務量の増大に対し、更に村吏の増員をはかり、6年4月に南真志野村では新たに3名任命され、1名が免役を許され、結局2名の増員となったのである。まさに行政需要の増減に従って村吏の数も増減されたのであり、地租改正の基礎作業が一応完了した時点の7年5月に、南真志野では2名が免役となり、同時に戸長、副戸長も準官員の待遇が正式に与えられるのである。

こうして地租改正事業の進行、私的所有権の確認によって、南真志野村では新たに「規則定書」が作成されるにいたるのであるが、地租改正の基礎作業の完了は、さらに村落構造の根本的改変を準備したのである。南真志野村では、土地の地押丈量と実価付けが一応終了して県に地引帳を提出したのは明治6年10月である。そして地価が最終的に県から押し付けられて決定をみるのは明治8年10月であり、明治8年度分から新地租の納入が始まり、ここに旧来の貢租納入の村請負形態は基本的に解消されるのであるが、基礎作業の完了、1筆ごとの耕宅地の所有権の確定と明治4年の田方石代納の許可、明治6年の田畑石高の称を廃止して租税を反別に割り付けることにより、既に村請負の解消は進行していたのである。南真志野村でも明治6年度の租税から金納が増加し、7年度には金納に移行し、納期も3納となり、その期日も定められ、斗米の手間も省け、貢租徴収事務負担は大きく軽減されているのである。すなわち、貢租は旧貢租高を反別に引き直したのものであるが、丈量により確定された土地面積と直接的に貢租高が結びつけられ、しかも金納化されることにより、新地租へ移行するには地価の決定をまつのみという状態になっていた。しかし明治7年度分の貢租までは副戸長が県に持参し、村単位の年貢皆済状が下付されており、国家が土地所有者をなお直接的に掌握はしていない。とはいえ、地押丈量、土地所有権の確定という基礎作業の完了は、戸籍原簿の編成とともに、国家が人口と土地を直接的に掌握する行政体制を確立する前提が整えられたことを意味する。そして村落段階では戸籍原簿と地引帳に基づき、人口移動、土地所有権移動、地所の書入れ、質入れは戸長、副戸長によって事務的に処理されるようになったのである。すなわち、戸籍編成上の家の順序による家番号が土地名寄帳の所有者の順序に用いられ、戸籍と名寄せが関連づけられたのである。また学校令、徴兵令の施行は戸籍完成による全人民の掌握によって実際上可能となったのである。そして、戸籍簿、地引帳、名寄帳の行政事務上の基本帳簿が地価決定により完成され、地租がきまるとき、租税面の事務も機械的に処理され得るようになり、国家行政面からは、旧来の村を超えた行政区域の拡大を可能とするのである。そしてこれを可能とする条件、

すなわち、地租改正による租税負担者と国家との直接的結合により、旧来の貢租納入、負担を基軸として編成された村落の構造は基本的に改変されるのである。しかし筑摩県ではこの条件もなお整っていない段階で町村合併という行政区域の拡大を、上からの指令で強行し、形式的統合が先行したのである。以下、村の合併と村落構造の改変について検討してゆこう。

3. 町村合併と村落制度の改変

1 村落制度の改変

明治6年11月に南真志野村の属する第15大区第6小区では、小区内議事絡会を設けることが相談された。すなわち「是ヨリ区内ニテ一ヶ月一度宛議事絡会致度ニ付来ル廿六日休日ニ付当役⁽²²⁾残」集ることが決っている。しかし区内集會が実際に開かれたのは明治7年1月4日であった。この集會には、北真志野村から戸長と副戸長4人、南真志野村から副戸長4人、大熊村、田辺村は副戸長が各1人の計10名が寄合っている。この集會は出席者人数の割合からみれば、南北真志野村が中心になってすすめられたものとみられる。この集會で決定されたことは以下のようである。

「一 南北両村ニテ申談事之儀ハ是迄難決申置候小川村用水汐場たゞ之儀兩村ヨリ揚汐ニテ用水遣シ汐場弘度左候得バ兩村田尻武井田田地誠以生候哉相談相定申候所兩村小前一同江申談事之事

- 一 祭之神之儀モ双方相廃止申候
- 一 諸講当番之儀も不残相廃シ申候
- 一 是迄四組ト相定メ居候得共此度御改正ニ付区内相談之上相廃止是ノ番号順ニ拾五軒宛ト相定組合ニテ万事附合致申候事
- 一 来ル六日於学校ニ御布告書御触書一同江申聞之事相触申候并証印銘々致申候事⁽²³⁾

この決定は、布告とともに1月6日に村方に伝えられている。この件について副戸長関利右衛門は次のように記している。

- 「一 賽之神相廃止候事
- 一 旧祈願日待相廃止候事
- 一 旧例之五節句兼テ御布告之通り相廃止自今左之通り休日之事
- 一月一日
- 一月二日
- 一月三日 元始祭

注(22) 前同、11月14日より。

(23) 諏訪市南真志野 関利所蔵「明治七甲成年 日記書留帳 一月吉日 副戸長 関利右衛門」1月4日より。

二月十一日	紀元節
四月三日	神武天皇遙拝日
六月三十日	大祓
九月十七日	皇大神宮遙拝日
十一月三日	天長節
十一月廿三日	新嘗祭
十二月三十一日	大祓

- 一 葬式之儀従前之組合ハ更ニ相廃止自今五人組三組ニ限り候事
- 一 隣家之儀ハ番号前後式軒ニ限り候事
- 一 区内中忌秋之外門侮迄モ相廃止候事
- 一 婚礼祝儀ハ隣家式軒ニ限り候事
- 一 総テ祝事右ニ準シ候事
- 一 旧諸講更ニ相廃止候事⁽²⁴⁾

区内集會の決定と布告は、排水路の修築の件を除けば、日常の生活習慣の改変を定めた項目が主である。しかし布告に基づく祝祭日の新設、区内集會で決定した冠婚葬祭の習慣の改変がどれほど実行されたかは明らかではない。特に旧祈願、日待は、例えば南真志野村では虫祭などは変ることなく続けられ、他方、明治10年代でも諸日記から知られる限りでは、布告で定められた祭日は村民の日常生活には、浸透していない。

しかしながら、区内集會の決定は村落機構を改変する重要な件を含んでいた。それは従来の沢組の廃止と戸籍編成上作成された家の番号に基づく行政的な新組織の編成であり、この編成により旧来の五人組を基礎とした冠婚葬祭の相互扶助組織も変更され、隣家の組合せも変更されたのである。すなわち村落組織は、戸籍の家順という全く行政的、事務的關係を基軸として編成替えされたのである。

廃止された沢組は南真志野村の四つの沢の水利用を軸として形成されたものとみられる。幕末・明治初年では、沢組は村政の上では組頭・年寄入札の母体であり、村の問題は各沢組で五人組頭が寄合って相談し、沢組の統一した意見を持ちよって、村役人、組頭、ときには古役まで集まった寄合で決定する仕組が確立していた。貢租の負担・納入では、沢組が独立の単位になっていたわけではなく、村が単位であったが、しかし、慶応3年10月のことであるが、違作の年に融通するため耨を横置くように奉行から命令が出されたのに対し、南真志野村では家軒割で各組がひきうけ、中村沢組では組内を6分して1組1俵ずつ抛出することにきめている。47軒のため、8軒の組と7軒

注(24) 前同、1月6日より。

の組ができるのでくじできめている。そして積置いた扱は組で管理し、他の組には貸さないという組切りにしている。⁽²⁵⁾すなわち、危急の場合の相互扶助が沢組を単位として行われるという内部的結束の強さを沢組はもっている。各沢組には寄合をする堂と神社があり、組持の土地を管理する。村の神社の祭は各組が交替して受け持って営まれる。また組は、沢は勿論、組内の道路の維持、補修を共同労働で行う。しかし組に属する者が耕地を沢水の水掛りの範囲、したがって各組が管理する領域内に所有しているとは限らない。むしろ、地租改正期では大きなくちがいをみせてきている。沢水の利用・管理と沢組に属する者の生産との分離が、農民層の分化を通じて進行しているのである。南真志野村では沢水は灌漑用水として用いることより、水害から耕地を守ることと排水が農耕上では大きな影響をもっており、水害と苦闘を続けてきた。明治6年10月の「規則定書」でも示されているように、郷林を村で管理するのは川除、荒水留、橋木の用材を確保するためであった。

沢の荒水から耕宅地をまもることは、沢組の役割であったといえよう。それゆえ、沢水の水路が安定してくれば、問題は沢水が注いでさらに諏訪湖へ流れる河川、水路の疎通をよくすることとなる。そして大規模な水害をふせぐ事業は沢組が担当しうる規模のものではなく、村なり藩の事業であった。したがって耕地、耕作条件を整備、維持するための共同労働組織、そして共同労働の対象化された水路、農道、堤防等の管理組織であると考えられる沢組の存立基盤は明治初年頃には、沢水が安定してくることによって弱まり、むしろ水害を防ぐことに関しては村の事業、村としての共同労働が主となっていたものとみられる。

沢組の生活用水利用の一体性、村内政治における結合、日常生活上の各種の相互扶助的結合は崩れていなかったとしても、直接的生産条件の維持を中心とする共同労働の比重が極めて小さなものとなり、また共同労働が必要とされる時は村単位の共同労働が主となっているならば、沢組が他の組織にとって代られることはそれほど紛糾を呼び起すような問題ではなかったとみられるのである。区内集会によって沢組が廃止されるにいたっても、村方には目立った反対は生じていない。むしろ、組の財産である組持の土地、あるいは講持の土地を小学校設置・維持の元資金、すなわち学田として抛出するよう県の方針が貫徹されてくるとき、その処分方法をめぐって紛糾する。すなわち、組の個有の財産の解消または減少が現実に生じなければ、沢組の廃止、新しい組織の編成にはほとんど摩擦は生じなかったといえよう。

明治7年1月の小区内集会が何故沢組廃止を決議したかは明らかではない。ただ「此度御改正ニ付」と記されているのみで、その改正とは何を指すものかも不明である。しかし沢組が廃止されたことは確実であり、ここに戸籍編成のためにつけられた家番号が行政事務に関する整理番号、整理順序となって、家番号順に15軒が、15人組を組織し、そこから世話人が3人選任される。そして

注(25) 諏訪市南真志野 原舞美所蔵「慶応三丁卯年 公実嘉崇良日下恵帳 五月 波羅姓」10月26日・27日。

組は1番組から11番組までつくられるにいたったのである。それが決まる寄合の状況は次のように記されている。

「一 郷蔵江出席寄合相談致候ハ兼テ此程組合之所御断申置候得共番号順ニ拾五軒宛判頭三人ニテ世話致諸世話月番ヲ相定可致様申談事候処判頭ヨリ申出相談ニ相成候ハ此所ニテ規則相定候ハ判頭之者并是迄ノ組頭ト申者モ無ゑキニ付双方判頭差替之都度ト申候ニ付相談之上沓度相廢止候テ其上判頭之儀モ人撰致相定直シ組頭之儀モ相廢止候様一同江相断申候⁽²⁶⁾」

こうして編成された拾五人組は従来の五人組を3組合わせた数であり、判頭は各組から3人選任される。しかし判頭が拾五人組から任意に3人が選任されたのか、あるいは家番号順に5戸ずつの3組に拾五人組が分れていて、その各5戸から1名ずつ選任されたのか明らかではないが、おそらく後者であろう。こうした編成替えによって、沢組を母体とする組頭の基盤も崩れることになり、改めて、組頭に代る総代の選出とその方法がはかれることになる。組頭はここで廃止され「百姓代四人其拾五人組合ヨリ人選致入札致」すことになった。この入札がどのような方法で行われたかは何も記されていない。しかし沢組及び組頭の廃止と拾五人組の新編成によって、これまでの組頭に代る百姓惣代は沢組の総代ではなく、村の百姓総代という性格が与えられる。入札にあっても、この点が強調されたのである。さらにこれまで8人であった組頭を4人に半減するという改変が加えられる。そして明治18年の連合戸長役場の成立で2人になるまで、名称は伍長総代に変わるが総代人数には変りはなかった。

しかし、以上のように村内組織が編成替えされて選出された百姓総代も、なお依然として各沢組から1名ずつ選出されており、事実上では沢組が機能しているのである。そしてこの編成替え以降も沢組は旧組と呼ばれながら存続するのであり、百姓惣代を村の惣代としながら4人に定めたことも各沢から1名という含みをもっていたものと思われる。

この編成替えは、南真志野村では前述のように反対もみられず実施されている。もっとも南真志野村では明治6年2月に村方が組頭の休止を申し出ており、これを機に5年8月に全戸入札で選出された組頭の改選が行われている。⁽²⁷⁾組頭休止の申出をした村方側の理由は明らかではないが、地券惣代と組頭が重複している者があり、また戸籍、地券調、布告の伝達等副戸長の権限が強まってきたことによって組頭の役割が縮小してきたことが休止申出の一因であったとみられる。しかし休止の申出には、5年8月に入札によって選ばれた組頭の誰かに対する村方の不満も含まれていたともみられる。休止の申出に対し組頭は必要であるという意見も強かったようで、結局は、新たに入札によって8名が選ばれた。すなわち、ここで改選の必然性がないにもかかわらず、改選が行われたことは、組頭に対する不信・不満が底流としてあったことが考えられるのであるが、どのような事

注(26) 前出、関利右門「日記書留帳」1月12日より。

(27) 諏訪市南真志野 原舞美所蔵「明治六癸酉年 日記留帳 一月ヨリ 原沢之丞」2月27日、3月5日。

情からであるにせよ、組頭の休止が村方で考えられる状態にあったことは確かであり、さらに明治6年5月には副戸長が2名増されているので、この7年1月の編成替えて組頭を廃止し、総代を4人に半減することは、村方の負担を節減する意味でも反対はなかったといえよう。

ii 町村合併と村請負制度の解体

明治6年末に区内集会という1小区内の戸長、副戸長による業務上の連絡及び決定を下す機関が形成され、小区内では戸長を頂点として、戸籍事務、徴兵事務等の系統的処理と地租改正の手続、地価算定方法に関する相談・連絡の体制が整えられてきた。すなわち、戸籍に基づいて村落内組織が沢組から拾五人組へと編成替えされたことは、明治新政府の行政的支配が村落段階に貫徹されたことを意味するものといえよう。戸籍作成による新政府の全人民の掌握は、村落内組織をそれに応ずるように編成替えしたのである。また、明治7年1月に大熊村副戸長金子友之丞によって、大区内の区長・戸長・副戸長を主成員とする大区会議が県に上申され、県もそれを採用して大区会議が設定されることになった。⁽²⁸⁾ 県としても大区会議を政府・県の政策を貫徹させる機関として積極的に利用するのである。そして、この時期の大区会議の課題は具体的には町村合併と地租改正にあったのである。

明治6年12月25日、政府は大蔵省達第186号で町村合併を促進する方針を打ち出した。それは「従来独立ノ村落タリトモ戸口不多反別稀少ノ分ハ、便宜合併不致候テハ、毎事無用ノ労費ヲ掛、⁽²⁹⁾ 区入費並村費モ相嵩、人民ノ不便利ト相成候村々ハ、」合併の見込みをたてて合併することを勧めたものであった。したがって、明治5年4月10日の太政官布告第119号のもとでは1村であったが、分裂している村を旧のように1村に合併させようとする方針とは異なり、独立村落の合併を押し進めようとする点では旧来の村落に与える影響は大きい。筑摩県では大蔵省達の方針を積極的に受けとめ、7年2月15日にこの達添書して「右ノ通大蔵省ヨリ布達有之ニ付テハ、追々取調ノ上合併可申聞候ニ候得共、先以各区内地勢ノ便利ヲ見積リ合併ノ見込相立、一大区一纏メニシテ来ル二月二十八日限り区長ヨリ可申出此段相達スルモノ也⁽³⁰⁾」という布達を発している。原則として1小区を1村とする方針を定めたのである。合併の見込みを第15大区の区長が2月28日までに県庁に提出したかどうかは明らかではない。合併に関しては、明治7年3月11日に茅野の宗湖庵で開かれた大区会議で、区長から村々合併について相談するよう話があったことが日記に記されている。これ以前には合併の件については記されていないので、これが始めてであったと思われる。第15大区会議は2月11日に最初開かれる予定であったが、同日は御祭典日のため休みとなったので、3月11日の

注(28) 前出、「長野県政史」第一巻 85頁。

(29) 前出、「長野県市町村合併誌」181頁。

(30) 前同、183頁。

(31) 諏訪市南真志野 原輝美所蔵「明治七甲戌年 日記留帳 副戸長 原沢之丞」3月11日。

会議が最初のものであった。

この合併の件に関し、3月24日に南真志野村では、北真志野村と相談して、両村とその各村の新田村である後山新田、板沢新田、柵平新田の合併を決め、「万一区内併合ニ相成候ハバ山内規定致⁽³²⁾」さなくてはならないので、区長に両村合併の希望を述べることにきめ、翌25日に区長に両村并新田共5ヶ村の合併見込書を提出している。28日にさらに大区会議が開かれ、村々合併の見込みを定めるようとのことで南北真志野村は両村と新田村との合併を願っており「万一外振合区内一纏メニ合村ニ相成候ハハ申分無之先此所御願ハ大熊村田部村両村合併ト相談致申出⁽³³⁾」たのである。南北真志野村と新田との合村を願い出ているのは、伊那郡にまたがるいわゆる外山と呼ばれる2738町歩の入会山の管理・利用が、田辺・大熊村との合村によってどのように処分されるかが明らかでなかったからと考えられる。入会関係に変化がないならば、合村を阻む水利関係もなく、また地域的にも近接し、通婚も頻繁に行われているので、合村に関しては大きな障害はなかったものと思われる。

7年3月中に小区内村々合併の話合いがもたれた後、どのように小区内合併の相談がまとまり、合併見込書が作成され、合併の手続きがとられたかは明らかでないが、7月20日に小区内集会所が開かれ、戸長が「区内合併之儀御沙汰有之此所ニテ仮役所相もヲけ合村致度⁽³⁴⁾」いと申し渡している。翌21日に南真志野村では判頭寄合が開かれ、合村の件について話され、村方で相談することとなったが、この日の寄合は学校元資金に組持、講持の土地をどのように出資するかのが最も重要な問題となり、翌22日の判頭寄合でも、学校元資金問題のみが取り上げられ、合併の件については村方から特別の意見も出なかったようである。

小区内合村について沙汰があった後、8月2日に戸長のもとに各村の副戸長が1名ずつ集まり合村書面と絵図面4通に調印している。区内合併村名については「湖南村ト相称シ候様書上ケ被致候⁽³⁵⁾」と原沢之丞は記しており、どのような経緯であったかは明らかでないが、合村書調印時に村名は決定されたものと思われる。

10月22日に県庁に小区の村吏が呼び出され合村が指令され、ここに湖南村が生まれることになったのである。この合併の指令書は、各合併村に対するものともほぼ同文であるが、⁽³⁶⁾ 湖南村に対する指令書を示せば次のようである。

「廿二日被仰付御書付写

信濃国諏訪郡

北真志野村

注(32) 前出、関利右門「日記留帳」3月24日より。

(33) 前同、3月28日。

(34) 前同、7月20日。

(35) 前出、原沢之丞「日記留帳」8月2日より。

(36) 前出、「平野村誌」上、260頁、長野県諏訪市 豊田地区公民館編「豊田現代史料集」4頁。

南真志野村
田辺村
大熊村
後山新田村
板沢新田村
們平新田村

右七ヶ村合併

湖南村

右村々合併申付候条以来湖南村ト相唱可申候

就テハ従前各村役場ニ有之候諸簿冊等無洩取纏候上更ニ改称之村名ニ相改当県布達百十号之旨
ニ照準シ夫々整理可致候尤村方ニ寄即時諸簿冊合帳差支候儀モ候ハハ当分之内何耕地分ト記載
置候儀ハ不苦候条廉々厚相心得爾後一層親睦協和弥以御趣意柄遵奉可致此旨相達候事

明治七年十月廿二日

筑摩縣 ⁽³⁷⁾ 印

筑摩県における町村合併は、県の強力な指導によって急速に実施されており、明治8年11月にはほぼ筑摩県下では小区を1村とする合併を完了させている。以上のように、湖南村の場合も明治7年3月にその相談がもたれてより、8月には合村書に各村々が調印し、10月に合併の指令が下る、という短期間に合併が完了している。しかし、県の強制的とも思われる合併にもかかわらず、湖南村は昭和30年に諏訪市に併合されるまで分村もなく、また他の村と合併することなく存続したのである。したがって、南真志野を含む湖南村は、新政府の最末端の行政単位としての編成をこの時確定したのである。そしてこれが県の強制であったにせよ、それを可能とする条件は沢組の解体に抵抗をみせないような、村落内の各戸の生産と生活の再生産における個別的・自立的性格が支配的となってきたことにあるものといえるであろう。

この合併に先き立って、村落行政上2つの改変が生じている。第1に明治7年5月2日に南真志野村の5人の副戸長のうち2人が免役となったことである。前年4月に地券調べ、戸籍編成という国家事務が繁忙であることから県は2名の増役を任命したのであるが、戸籍原簿の作成と耕宅地の地押丈量、地引帳の作成が一応終った時点で減員をはかり旧と同様3名とした。また第15大区第6小区の戸長に、大区会議を上申した大熊村の副戸長金子友之丞を任命している。またこの時点で戸長、副戸長とも準等外官吏5等、6等の地位が与えられ、地方行政組織に系統的に組み込まれたのである。こうして戸長、副戸長は村の総代という性格を失ってゆき、村を行政的に支配する官吏へと転化するのである。もっともこの時任命された副戸長は、従来の副戸長で新たに任命された者は

注(37) 前出、原沢之丞「日記留帳」10月23日より。

いない。またこの3人の副戸長は、いずれも名主役を勤めた者であって、名主と副戸長とが人的、階層的に改められたわけではない。しかしこの人格的同一性にもかかわらず、副戸長は県の官吏へとその性格を変じたのである。すなわち南真志野村の場合には新政府の政策・支配は旧名主・年寄に依存し、彼らをもその担当者として遂行され、村落段階ではその限りでは階層的にも人的にも改変をみなかったのである。

第2に村落の組織では合併直前に拾五人組が伍々法則によって10戸1組に組み直されたことである。この組合も戸籍の家番号順に5戸ずつ組合わせた5戸組を基礎単位として構成されたもので、基本的には拾五人組と異ならない。南真志野では伍々法則に先行して戸籍に基づく行政組織が形成されていたので、その限りで村落組織を大きく改変するものではなかった。しかし、この改正によって諸事「可相成たけハ五軒ニテ相済其上事立候儀ハ拾戸限リニテ可取斗事但シ葬式之儀ハ葬式前ハ一切無酒相済候上ハ相談之事。火之番之儀ハ是ヨリ拾戸ニテ相勤改正之事⁽³⁸⁾」と冠婚葬祭、消防等の相互扶助の戸数範囲に変化が生じている。しかし拾五人組を母体とした百姓総代は、伍長組合に編成されることになっても直ちに改選されることなく、8年1月1日に改めて四十人組頭惣代の入札が行われた。この入札は伍長のみによって行われ、百姓総代同様4人が選出された。しかしこの伍長惣代も村役場が設置され、行政組織が整備され、さらに明治12年に村会の開設をみることによって、公的な職務としては、行政事務の伝達にとどまるものとなる。他方、村民の生活、生産条件の維持は地方財政制度も整えられていない時期では、依然として旧村の手に、すなわち伍長惣代の手に委ねられていたのである。

明治7年10月22日に合併の指令を受けてからほぼ1ヵ月後の11月20日に南真志野地籍の善光寺を湖南村の仮扱所として村役場が開設された。扱所では戸籍、徴兵、租税、土地移動に関する事務を扱い、これに関する諸帳簿はすべて旧村から扱所に集中され、管理されることになった。この合村によって成立した扱所の実態は国家の出先事務機関であって、村個有の事業を行う予算の裏付けどころか、予算の概念もなく、しかも村民の直接的負担で国家の事務を遂行する機関であった。そしてこの合併によって、戸長・副戸長は旧村の副戸長から新村の副戸長へとそのまま移行した。しかし、この移行によって副戸長は旧村に関する事務を担当するのではなく、旧村を超えて、全村の事務を担当する副戸長へと、旧村とのつながりを一面ではうすめ、全村的な地方行政官としての性格を強めたのである。そして従来、副戸長給料、小使給料及び入費は旧村の村費として戸数割、高割で負担されてきたのであるが、区長、捕丁の給料、入費と同様、全村の高割と戸数割でまかなわれることとなり、全村的に統一されたのである。また合併前には各旧村で出県して処理した貢租関係の事務、地租改正に関する事務、たとえば地引帳の提出などは、副戸長が輪番で出県すること

注(38) 前出、関利右門「日記留帳」10月21日より。大淵英雄、「明治初期における五戸組」(「哲学」第44集1963年10月)参照。

になった。そして合併にともない、貢租の徴収日も全村的に一定となったのである。

合併当初の副戸長の人員は12名で、それに戸長と5名の小使から扱所は構成されていた。この人員は合併前の人員をそのまま引き継いだものである。扱所の勤務は業務がある限り出勤するもので必ずしも全員が出てはいないが貢租の徴収、入費の計算には全員が出ている。また夜間は各旧村から1名ずつ副戸長が輪番で扱所に泊ることにきめているが、実際は2名ずつ輪番で泊っている。

さて設置当初の扱所での通常の業務を、明治7年12月1日の湖南村の「事務日記」によって示しておこう。

「 十二月一日 晴天

当番 原沢之丞

藤森太七

- 一 金子長内昨夜帰村致し候様今朝届出候
- 一 金子友之丞殿家禄奉還并徴兵令両様伺ニ付出果いたし八時出立
- 一 北真志野耕地金子留太犬熊耕地藤森留蔵徴兵令御検査ニ付本月四日御呼出シニ付明後出立之儀相達候
- 一 藤森留蔵儀東京府下江塚ニ罷越候処此度為御検査御呼出シニ付戸長申御伺として出果
- 一 北真志野耕地三百八拾四番屋敷西沢平左衛門祖母里か今一日午後死去いたし候段書面ヲ以届出候
- 一 北真志野耕地金子金三郎(以下氏名略)右拾人何連も東京府江罷越半季稼仕度願出候ニ付当番ニテ聞届候故戸長申調印夫々証書遣シ候委細他所調帳ニ記載有之候也⁽³⁹⁾

以上のように徴兵に関する事務、死亡届の受理、出稼届、帰村届の受理がこの日の業務内容であり、この他婚姻による送籍、入籍事務、土地移動に関する事務が日常の業務内容であり、人口異動に関しては後に月括帳を作成して区長に提出するようになる。人口異動、土地移動に関する事務手続、書式は一定しているので、その処理はまさに事務的、機械的に行われうるものであり、またそれが可能となったのも、戸籍簿、地引張が完成したからである。すなわち、村民及び耕宅地が全村的に統一され、帳簿上で把握しようという基礎が明治5・6年の歴大な村民の労働によって築かれたからであった。そしてこの基礎の上に旧村の副戸長が拡大された新村の副戸長へと移行しえたのである。

以上のように合併によって扱所が設置され、国家の行政事務が移管されたことは、同時に旧村の役場との場所的、業務的分離をもたらし、伍長総代は旧村限りの諸事を主として担当する者という性格を明確にしていったのである。

注(39) 諏訪市役所 湖南支所蔵「明治七年十一月第十二月 事務日記 湖南村」12月1日より。

さて、合併によって成立した扱所の事務量は多いものではない。先に示した12月1日の事例は例外的ではなく、むしろ12月は東京方面への出稼届の処理だけ、平常より事務量を多くしているといえるのである。筑摩県ではこの状態に応じて、明治8年5月副戸長の整理をはかっている。すなわち、湖南村ではこれまで12名の副戸長は3名に削減され、戸長とあわせて4名で扱所が運営されるようになったのである。この4名は旧新田村を除いた4ヵ村から1名ずつ選任されたものであるが、いずれも、これまでの副戸長から選ばれ、戸長も同一人が任命され、この機会に、戸長は準等外3等、副戸長は4等へと昇格した。なお、明治9年6月には改めて道路世話掛り事務担当の副戸長が1名追加されているが、明治11年7月の郡区町村編成法、府県会規則、地方税規則の公布に基づいて、長野県では12年6月30日限りで事務取扱所を廃止し、戸長役場を開設して、副戸長を廃し、戸長、筆生の行政組織と村会を設置するまで続くのである。しかし、明治12年の地方行政組織のこの編成替えにもかかわらず、戸長・筆生の職務と性格には湖南村では変化はなかったのであり、明治8年5月に確定した行政組織が持続したものとみられるのである。

明治7年に小区内村々の合併によって、中央集権的新政府の最末端の行政組織、村落段階における上部構築の骨格が築きあげられ、それに対応した村落内部の編成替え、すなわち戸籍番号順による各戸の編成と沢組の廃止がなされたのである。そしてこの編成替えは、国家権力が直接人民を掌握することに対応する組織の構築であり、これは幕藩体制において村を媒介として、貢租の村民による共同負担とそれを軸とした村三役と五人組制度という支配制度の廃棄、村落上部構築の制度的改変を意味するものであった。しかし、この上部構築が改変されても基軸となる貢租の村民による共同負担は廃棄されていないのである。にもかかわらず、その改変がなされたのは、単に形式的にのみなされたとみるべきではなく、村請負制度自体が既に形骸化されるほど土地所有の私的性格が支配的であったことを意味するものであった。このことは様々の状況から推察されるが、南真志野村において、第1に、廃藩置県以降の諸変革のうち、明治4年9月の大蔵省達の田畑勝手作の許可、5年2月の太政官布告による田畑永代売買の禁令の解除のような土地利用、土地所有の制限の解除について何ら名主の日記留に記されていないのである。それは単に偶然的に記されていないと理解されるべきではなく、その制限の解除は事実の追認であるという性格をもっていたからであるとみるべきであろう。

第2に、地租改正の進行、すなわち、地押丈量、所有権の確定において生じた紛争はむしろ私有権の主張の強さを示す性格のものであり、また耕宅地の丈量に関する歴大な労力の投下とその費用の負担に関してはほとんど不満がなく、かつ検地帳面積の2倍に達する耕宅地が改め出されたことは、土地所有権の法的保障が受けられることの意味を「土地所有者」が理解しうるほど土地所有の私的性格が支配的になっていたことを意味するものであろう。

貢租の共同負担という一体性の形態の下で、貢租は村民の個別負担の総体であった。そして地租

改正期には、その個別負担が、農民間の共同労働、相互扶助関係に強く支えられて成立するのではなく、個別負担の自立的性格、すなわち、農民経済、生活の自立的再生産を基礎とする個別的な負担が行われていたのである。いいかえれば、私的土地所有を基礎とした貢租負担がその実態をなしていたものといえよう。したがって、地租改正の完了によって貢租負担の個別的な性格をもった制度が確立されるとはいえ、地押丈量、私的所有権の確定によって、貢租の個別負担も確定されたのである。明治6年から8年の時期は南真志野では、土地の私的所有権の確定を基礎として貢租の個別負担の原則が確立された時期であったといえよう。

他方、石代納の許可によって徴税事務は大幅に減少されたのである。南真志野村では明治5年度分の貢租から金納化が進められるが、明治6年度には約4分の⁽⁴⁰⁾3、明治7年度分では完全に金納⁽⁴¹⁾に移行しているのである。先述したように、合併によって貢租徴収日が村内一率に定められ、村民が扱所に貢租を持参するようになったのも、金納への移行がなされていたからにはかならない。金納に移行したことが、貢租徴収の集中的処理と、合併を實際上可能としたのである。すなわち、貢租の現物による村請負制度は金納による個別負担へと転換されることによって、上部構築としての行政組織の改変を可能としたのである。

貢租が個別負担へと転換されたことは、合併後の地租の徴収において明白に示されている。合併後初めての地租の徴収は11月23日に行われた。これは明治7年度分地租の初納である。この日村吏は「金納ノ用意ヲ致」し「村内一同モ午前八時ヨリ触達之通出頭致候而午後六時頃ニハ上納荒増⁽⁴²⁾と相成」ったが、不参の者が村内で9人、入作の者で14名あり、これに対し「正副一同協議之上明日時間不移出頭方致候様耕地耕地ニ而今夜中申遣ス事ニ決定」し、翌11月24日村内の未納者を扱所に集め「厚御趣意柄ヲモ不弁今般地租初納金取集之儀相達置候ヲ無謂打捨罷在候ニ付」「事故取糺候処無念至極向後急度相慎ムヘク旨申候ニ付正副戸長協議之上上納請取申⁽⁴³⁾」ことにしている。

この未納者に対する取扱いは地租納入における個別負担という性格を如実に示しているのである。明治7年度分貢租については県から各旧村に対して年貢皆済状が渡されている。しかし、現実では、地租改正完了後と同様、国家の末端事務を担当する村吏と地租負担者との個別的、直接的関係、すなわち村を媒介としない地租の徴収・納入関係が成立をみているのである。この時期には、戸長、副戸長には未納者を処分する権限はないので、若し未納があれば、なお旧村内で融通されて、村が完納することになろう。しかしそれは、事実上では個別負担・個別的責務で納入されたのである。地租改正の完了、地価・地租の確定は、この事実上の個別負担を法的、制度的に確立する。そして国家は地租改正によって、地租負担者を個別的・直接的に掌握し、村請負制度を廃棄するのである。

注(40) 諏訪市南真志野 原御美所蔵「明治五壬申年 諸事書留帳 三月 波羅姓」

(41) 諏訪市南真志野 郷蔵所蔵「明治七年 年貢皆済状」。

(42) 前出、関利右エ門「日記書留帳」11月23日。

(43) 前同、11月24日。

身分別戸籍に代る居住地に依拠する戸籍の作成と地租改正は村落構造を共同原理から個別原理へと根本的に改変するのである。その場合、大区・小区制の施行、小区内村々の合併、小区会議、大区会議の開設により、行政組織の編成替えを先行させた。この編成替え、新しい機関の設立によって、特に度重なる大会区議の開催を通じて、地価の村位等級づけが行われ、明治8年10月の地租改正事務局による押しつけられた地価の決定、地租改正の完了も、このような編成替え・等級づけの基礎上で可能となったのであり、筑摩県における地租改正の早期の完了が可能であった一因もここにあるであろう。

(経済学部教授)